

鳴門市水防計画

令和5年3月
鳴門市防災会議

第 1 編 鳴門市水防計画本編	1
第 1 章 総則	1
第 1 節 総則	1
第 2 章 水防組織	4
第 1 節 総則	4
第 3 章 重要水防区域等	5
第 1 節 総則	5
第 4 章 予報及び警報	6
第 1 節 気象庁が行う予報及び警報	6
第 2 節 洪水予報	6
第 3 節 氾濫警戒情報（国土交通大臣）	6
第 4 節 水防警報（国土交通大臣）	8
第 5 節 水防警報・氾濫警戒情報等（徳島県知事）	9
第 5 章 水防活動	13
第 1 節 初期対応	13
第 2 節 水防作業	15
第 3 節 決壊・漏水等の通報、決壊等後の措置及び避難のための立退きの指示	17
第 4 節 水防解除	18
第 6 章 協力及び応援	19
第 1 節 関係機関への協力要請等	19
第 7 章 物資等の輸送	20
第 8 章 水防信号	21
第 1 節 水防信号	21
第 9 章 水防費用	22
第 1 節 総則	22
第 1 0 章 水防解除後の報告及び記録	23
第 1 節 総則	23
第 1 1 章 水防訓練	25
第 1 節 総則	25
第 1 2 章 避難の確保及び浸水防止のための措置	26
第 1 節 洪水対応	26
第 2 節 高潮対応	27
第 3 節 津波対応	28

第 1 編 鳴門市水防計画本編

第 1 章 総則

第 1 節 総則

1 計画の目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 33 条 1 項に基づき、徳島県の水防計画に関連し、洪水若しくは地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は高潮若しくは雨水出水、津波の場合による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減するため、鳴門市内における河川、海岸及び港湾その他水災の危険がある場所に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、輸送、水門又は樋門の操作、水防機関等の活動、水防に関する協力応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備運用に関する事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

市水防本部	洪水等による水災のおそれがあるとき、鳴門市域にある水防を統括するため、鳴門市に設置する水防本部をいう。ただし、鳴門市災害対策本部が設置された場合には、鳴門市地域防災計画に定めるところによる。
県水防本部	徳島県内における水防を統括するために、徳島県県土整備部内に設置される機関をいう。
水防管理団体	法第 3 条の規定により、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する市町村をいう。
指定水防管理団体	法第 4 条の規定により、水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定したものをいう。鳴門市は昭和 61 年 12 月 12 日県告示第 876 号により指定された。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長等をいう。
消防団	消防組織法第 9 条に規定する消防機関を指す。
洪水予報	洪水予報河川において洪水のおそれがあると認められるときに、国土交通大臣又は都道府県知事が気象庁長官と共同して、水位又は流量(国の機関が行う洪水予報については、これに加えて氾濫した後における水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深)を示して、当該河川の状況を通知及び周知させるために行う発表(氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報)をいう。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、水防警報河川において、洪水、津波又は高潮によって重大又は相当な損害を生ずるおそれがあると認められるとき、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に対し、水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表(待機・準備・出動・解除)をいう。
洪水浸水想定区域	洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣又は都道府県知事が洪水予報河川及び水位周知河川について指定する当該河川が、想定し得る最大規模の降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。
高潮浸水想定区域	高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、都道府県知事が水位周知海岸について指定する、当該海岸の想定し得る最大規模の高潮により氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。
洪水予報河川	法第 10 条第 2 項又は第 11 条第 1 項の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で、気象庁長官と共同して洪水予報を行う河川をいう(資料 1-1 参照)。
水位周知河川 (水位情報周知河川)	法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)を定めて、当該河川の水位がこれに達したときにその旨を通知及び周知する河川をいう(資料 1-1 参照)。

水防警報河川	法第 16 条第 1 項の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定の上公示した河川で、水防警報を行う河川をいう(資料 1-1 参照)。						
水位周知海岸	法第 13 条の 3 の規定により、都道府県知事が、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した海岸で、高潮特別警戒水位を定めて当該海岸の水位がこれに達したときにその旨を通知する海岸をいう。						
水防団待機水位 (通報水位)	洪水又は高潮のおそれがある場合において、当該水位を超えるとときに水防管理者又は量水標管理者がその水位の状況を関係者に通報する水位であり、水防警報河川において水防警報(消防団の準備)を発表する基準となる水位をいう。						
氾濫注意水位 (警戒水位)	水防団待機水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位で、当該水位を超えるとときに量水標管理者がその水位の状況を公表する水位であり、洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫注意情報を発表し、水防警報河川において水防警報(消防団の出動)を発表する基準となる水位をいう。						
避難判断水位	氾濫注意水位を超える水位であって市町村長の避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫警戒情報を発表する基準となる。						
氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)	洪水予報河川及び水位周知河川において氾濫危険情報を発表する基準となる水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位となる。なお、水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。						
洪水特別警戒水位	法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。						
高潮特別警戒水位	水位周知海岸において高潮氾濫発生情報を発表する基準となる水位をいう。市町村長の緊急安全確保等の発令判断の目安となる水位となる。						
水防体制	消防団の活動について、次の 3 段階の体制をいう。 <table border="1" data-bbox="384 1137 1123 1283"> <tr> <td>待機</td><td>消防団の足留めを行う体制</td></tr> <tr> <td>準備</td><td>水防資機材の点検、水門等の開閉の準備、消防団幹部等の出動を行いうる体制</td></tr> <tr> <td>出動</td><td>消防団が出動する体制</td></tr> </table>	待機	消防団の足留めを行う体制	準備	水防資機材の点検、水門等の開閉の準備、消防団幹部等の出動を行いうる体制	出動	消防団が出動する体制
待機	消防団の足留めを行う体制						
準備	水防資機材の点検、水門等の開閉の準備、消防団幹部等の出動を行いうる体制						
出動	消防団が出動する体制						

3 鳴門市水防管理者の責任（法第 3 条）

- (1) 鳴門市水防管理者は、市内の水防体制の組織の確立及び強化を図るとともに、消防団等が行う水防が十分行われるよう教育指導を行うとともに、器具、資材及び設備の整備等水防能力の確保に努める責任を有する。
- (2) 水防管理者は、本水防計画に基づき、その区域内の水防を十分果たすべき責任を有する。

4 市民の義務（法第 24 条）

常に水防状況に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力し、又は水防に従事するものとする。また、危険の切迫した時は、指示に従い速やかに避難するものとする。

5 水防計画の変更

水防管理者は、徳島県の水防計画に応じて毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、防災会議に諮るものとする。

また、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、徳島県知事に届け出るものとする。

6 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲する。近地津波

の場合は原因となる地震発生から短時間のうちに津波が来襲する。従って、水防活動及び水防活動に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で来襲まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難に時間を要する場合は、水防活動に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防活動に従事する者自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

7 安全配慮

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動に従事する者自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際にも、水防活動に従事する者自身の安全は確保しなければならない。水防活動に従事する者自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりである。

- (1) 原則として、隊（2名以上）として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意する。
- (2) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (3) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (4) 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (5) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 隊長又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 隊長は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (8) 隊長は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防組織

第1節 総則

1 水防本部の設置及び閉鎖

水防法第10条第3項及び第11条第1項の規定による知事からの洪水予報を受けた時、又は、暴風雨、大雨、洪水、高潮等のおそれがあり、警戒の要があると認められる時から水害の危険が解消するまで、又は災害対策本部が設置されるまでの間、水防管理者は、鳴門市役所内に水防本部を設置するものとする。

2 水防本部の組織及び任務

鳴門市地域防災計画（以下「防災計画」という。）共通対策編第3章第2節「市の活動体制」によるものとする。

3 水防本部の設置等の連絡

防災計画共通対策編第3章第2節「市の活動体制」によるものとする。

4 水防標識

市職員が現場に赴くときは、腕章等をつけるものとする。この腕章等は、水防の場合においても防災計画共通対策編第3章第2節「市の活動体制」に定めるものを使用するものとする。

第3章 重要水防区域等

第1節 総則

1 重要水防区域等の意義

国土交通省管理河川において定められる重要水防箇所及び徳島県管理河川において定められる重要水防区域（以下「重要水防区域等」という。）は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国及び県は、各管理河川における重要水防区域等を定め、これを水防管理団体に周知徹底することにより、水防活動に対し一定の指針を与えることとしている。

水防管理団体は、各重要水防区域等に係る関係区域（地区名[戸数、住民数]等）を把握し、また、危険な場合における措置（担当消防団[人数]、避難場所[収容能力]等）を適正に定めることにより、洪水時における水防活動、市民の避難等対応方法を明確にし、もって被害発生抑制に努める。

また、随時重要水防区域等の巡視を行うとともに、特に出水期前においては、河川管理者及び消防団等と合同で巡視を行い、重要水防区域等の実態の把握に努め、洪水時における水防活動の迅速かつ円滑な実施に資するものとする（資料3-1 参照）。

2 重要水防区域等の設定の基準

国土交通省管理河川の重要水防箇所評定基準は資料3-2、徳島県管理河川の重要水防区域評価基準は資料3-3のとおりである。

3 鳴門市内の重要水防区域等

鳴門市内における国、県等の重要水防区域等は資料3-4のとおりである。

4 消防分団の受持区域

消防分団の受持区域は資料3-5のとおりである。

第4章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

1 徳島地方気象台による情報伝達

徳島地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を徳島河川国道事務所長及び徳島県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

2 水防活動の利用に適合する警報、注意報

警報、注意報等については、防災計画「防災気象情報編」を参照。
南海トラフ地震臨時情報については、防災計画南海トラフ地震対策編第4章第2節「南海トラフ地震に関連する情報とは」を参照。

- (1) 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。水防活動の利用に適合する警報、注意報の種類と対応する一般の利用に適合する特別警報、警報、注意報の種類は次のとおりである。
なお、一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

水防活動用気象警報	大雨特別警報
	大雨警報
水防活動用津波警報	津波特別警報 (大津波警報の名称で発表)
	津波警報
水防活動用高潮警報	高潮特別警報
	高潮警報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用津波注意報	津波注意報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

3 警報等の伝達系統

気象に関する特別警報・警報の伝達系統	防災計画/共通対策編/第3章 災害応急対策 /第3節 防災関係機関との情報の伝達を参照。
気象に関する注意報・情報の伝達系統	
大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統	

第2節 洪水予報

防災計画/防災気象情報編/第1章 風水害、土砂災害及び火山関係/第6節 気象庁から発表されるその他の気象情報/6 吉野川洪水予報を参照

1 洪水予報の発表形式

発表形式は、資料4-1のとおり。

2 吉野川洪水予報の伝達系統

防災計画/共通対策編/第3章 災害応急対策/第3節 防災関係機関との情報の伝達を参照。

第3節 氾濫警戒情報（国土交通大臣）

1 河川名、実施区域、担当官署

河川名		実施区域	担当官署
旧吉野川	上流	吉野川からの分派点から今切川との分派点まで	徳島河川国道事務所
	下流	今切川との分派点から河口まで	

2 水位の種類及び対象水防管理団体

●水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位

河川名		基準 水位 観測所	地先名	水防団 待 機 水 位	氾濫 注 意 水 位	避 難 判 断 水 位	氾 危 水 ● 濫 険 位	計画 高 水位	対象水防管理団体名
				レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	—	
旧吉野川	上流	大寺橋	板野郡 板野町川端	1.25m	2.15m	—	2.85m	4.827 m	鳴門市・北島町・藍住町・板野町・上板町
	下流	鍋川	板野郡 松茂町広島	—	—	—	2.50m	3.953 m	鳴門市・松茂町・北島町

3 氾濫警戒情報の発表実施基準

対象水位観測所の水位が洪水特別警戒水位に達したとき、その旨を水防管理者に通知するとともに、必要に応じ一般住民に周知する。

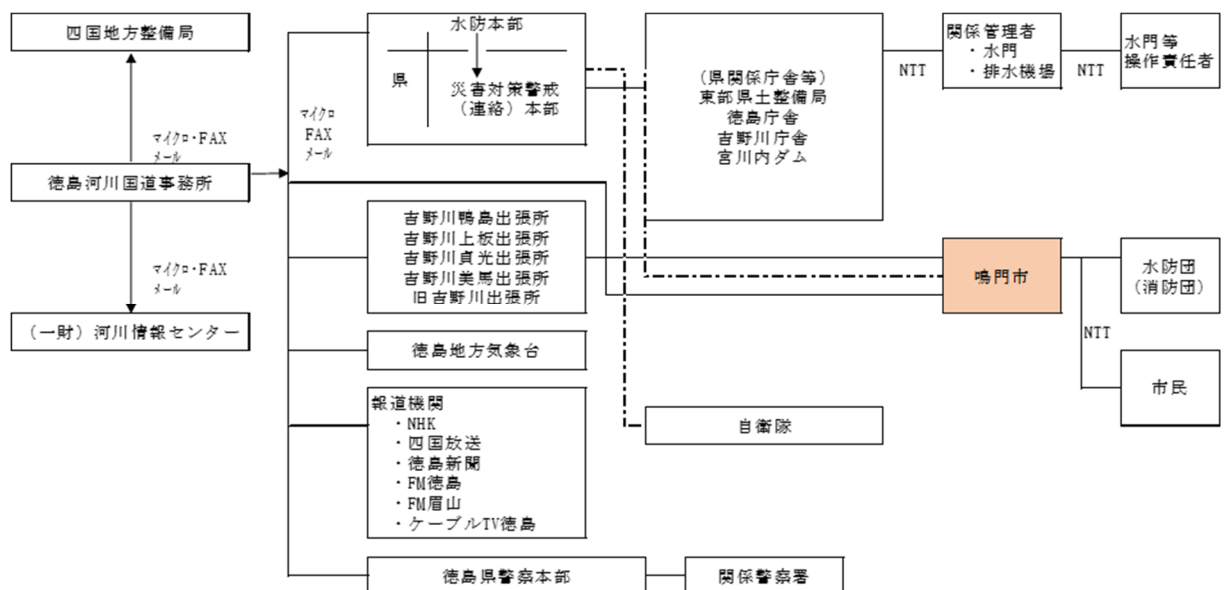
4 発表様式

発表形式は、資料 4-2 のとおり。

5 浸水想定区域（想定最大規模）

河川名	浸水想定区域
旧吉野川・今切川	徳島市、鳴門市、北島町、藍住町、松茂町、板野町、上板町

6 連絡系統



第 4 節 水防警報（国土交通大臣）

1 河川名、実施区域、担当官署

河川名	実施区域	担当官署
旧吉野川	吉野川からの分派点から河口まで (24.80km)	国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

2 水位の種類及び対象水防管理団体

河川名	基 準 水 位 観測所	地先名	水防団 待 機 水 位	氾濫注 意水位	避 難 判 断 水 位	氾濫危 険 水位※	計画高 水位	対象水防管 理団体名	備考
旧吉野川	大寺橋	板野郡板 野町川端	1.25m	2.15m	-	2.85m	4.827m	上板町・藍住 町・北島町・ 松茂町・板野 町・鳴門市・ 徳島市	徳島県東 部県土整 備局 (徳島)

※ 水位周知河川においては水防法第 13 条で規定される洪水特別警戒水位

3 洪水時の水防警報の種類及び内容

種類	内容
待機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
情報(適宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知 (「出動」を発表してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)

4 発表基準（洪水）

河川名	基 準 水 位 観測所	発表基準			
		第 1 段階 待 機	第 2 段階 準 備	第 3 段階 出 動	第 4 段階 解 除
旧吉野川	大寺橋	氾濫注意水位以上 に達すると思われる とき	水位が水防団待機 水位 1.25m 以上に 達しなお上昇の恐れ があるとき	水位が氾濫注意水 位 2.15m 以上に 達しなお上昇の恐 れがあるとき	水防作業を必要 としなくなったと き
上記以外に、出動してから解除されるまでの間、水防情報を適宜通知する。					

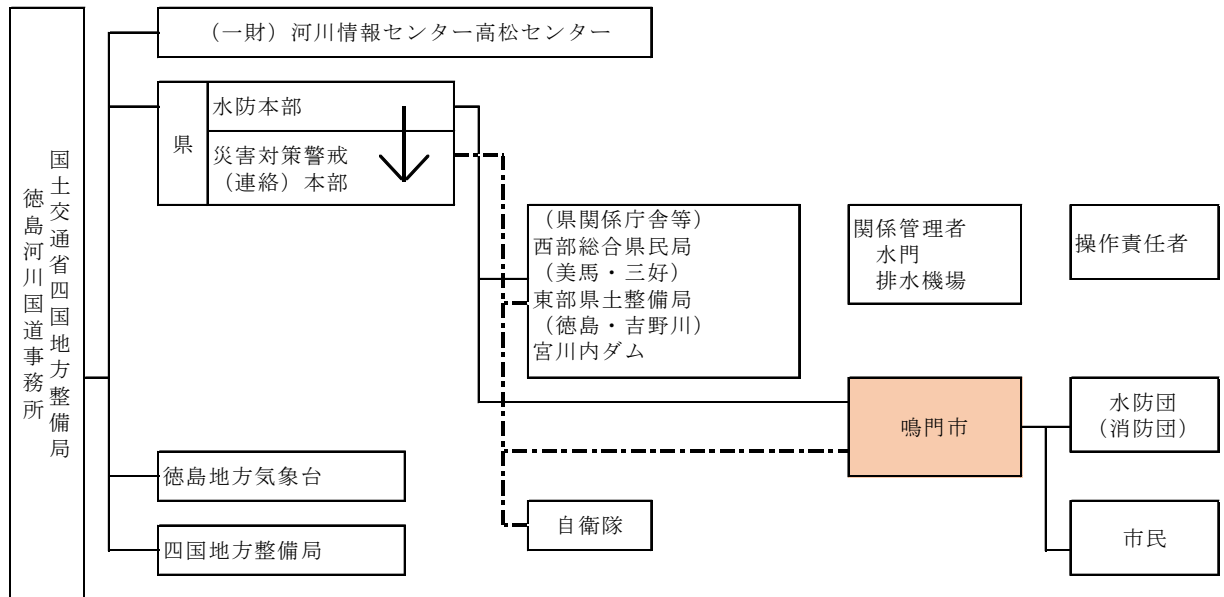
5 水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機 する必要がある旨を警告するもの。	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を 警告するもの。	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、か つ必要と認めるとき。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告 するもの。	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等 が終了したときに、水防作業を必要とする河川状況が解消した と認めるとき。
・津波到達までに水防警報を発表できない場合(県からの伝達が間に合わない場合も含む)の措置 担当官署からの津波に関する水防警報が水防管理者に通知されるまでの間において、気象庁の津波警報が発表されている場 合は、水防管理者は水防団員の安全を確保する措置をとるものとする。		

6 水防警報の発表形式

発表形式は、資料 4-3（出動）、4-4（情報）、4-5（津波）のとおり。

7 伝達系統



第5節 水防警報・氾濫警戒情報等（徳島県知事）

1 実施区域及び担当官署（水位周知河川）

河川名	実施区域	担当官署
新池川	鳴門市撫養町木津(中山谷川合流点)から 撫養川合流点まで	徳島県東部県土整備局 (徳島)

2 実施区域及び担当官署（水位周知海岸）

海岸名	実施区域	担当官署
讃岐阿波海岸	沿岸方向:鳴門市香川県境から (徳島県鳴門市北灘町碁浦地先) 鳴門市孫崎まで (徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先)	東部県土整備局 (鳴門駐在)
紀伊水道西沿岸	沿岸方向:鳴門市孫崎から (徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字福池地先) 松茂町・徳島市境界まで	東部県土整備局 (鳴門駐在)

3 水位の種類及び対象水防管理団体

河川名	基準水位観測所	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	はん氾濫危険水位	対象水防管理団体名	備考
新池川	吉永	鳴門市 大津町吉永	1.00m	1.30m	1.30m	1.50m	鳴門市	徳島県東部県土整備局 (徳島)

4 水位の種類及び対象水防管理団体（海岸）

海岸名	基準 水位 観測所 （港湾・漁港 名）	設 備 箇 所	高潮氾濫 危険水位 (T.P.+m)	対象 水 防 管 理 団 体 名
			レベル4	
讃岐阿波沿岸	折野港	徳島県鳴門市北灘町折野	1.9	鳴門市
紀伊水道西沿岸	徳島小松島港	徳島県小松島市小松島町外開地先	1.8	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 松茂町 北島町 藍住町

5 水防警報

(1) 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、水防団員の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防団員の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防団員の安全確保を図るものとする。

(2) 洪水・高潮時の水防警報の種類及び内容

種類	内容
待機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
情報 (適宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知 (「出動」を発表してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)

(3) 洪水・高潮時の水防警報の発表の基準

河川名	基準水位 観測所	発表基準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
新池川	吉永	氾濫注意水位 以上に達する と予想されるとき	水位が水防団 待機水位 1.00 mに達しなお 上昇の恐れが あるとき	水位が氾濫注 意水位 1.30m に達しなお上 昇の恐れがあ るとき	水防作業を必 要としなくなっ たとき

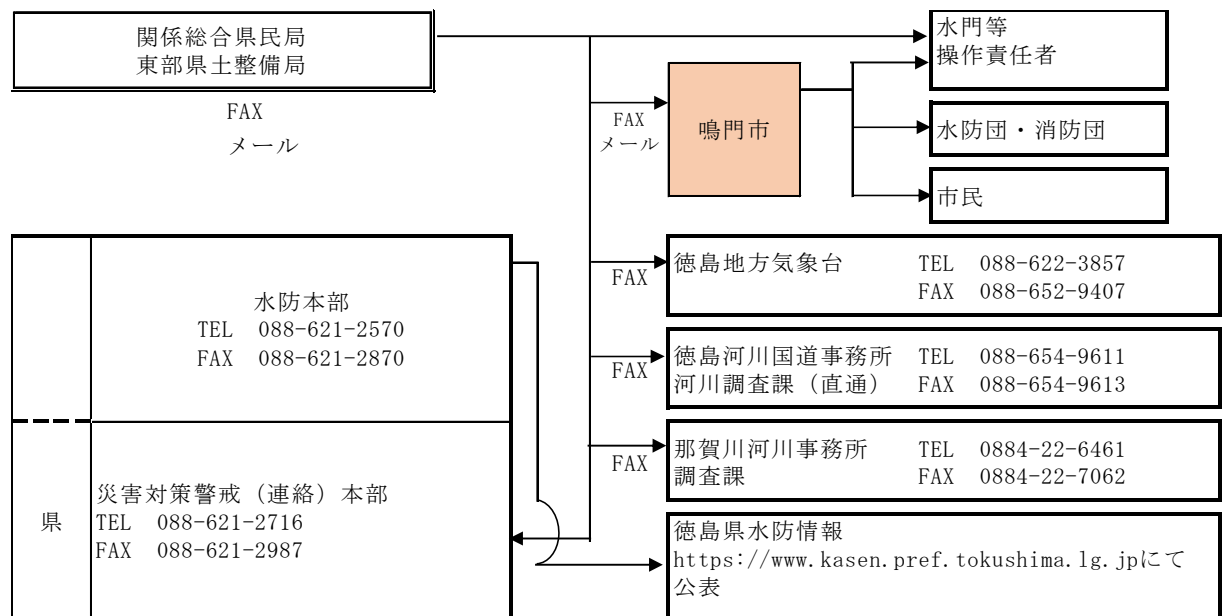
(4) 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除されたとき、または津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき

1. 気象庁から発表される津波警報等が活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。
2. 水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。
3. 避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。
4. 次の内容について、事前に定めておくこと。
 - ア 安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻(津波到達予想時刻の〇〇分前など)
 - イ 水防団員の安否確認方法(連絡体制)
 - ウ 水防活動内容の精査・重点化
 - エ 水防団員の避難手段や退避経路の確認

(5) 発表形式は、資料4-8、4-9(津波)のとおり。

(6) 連絡系統



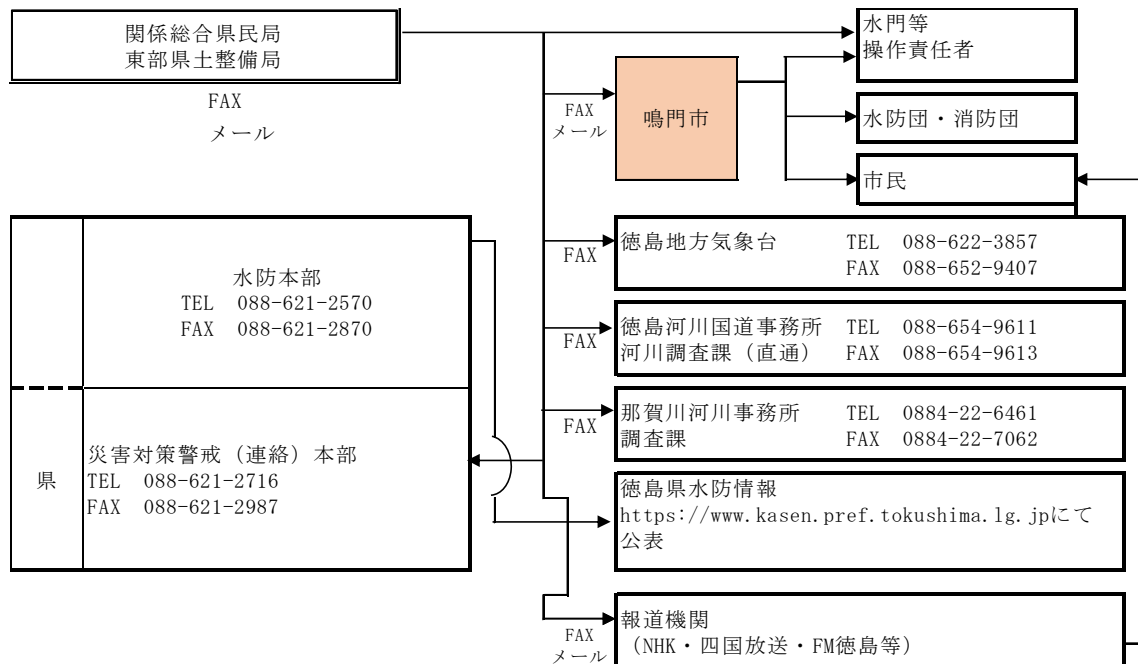
6 氾濫警戒情報及び氾濫危険情報

(1) 発表基準

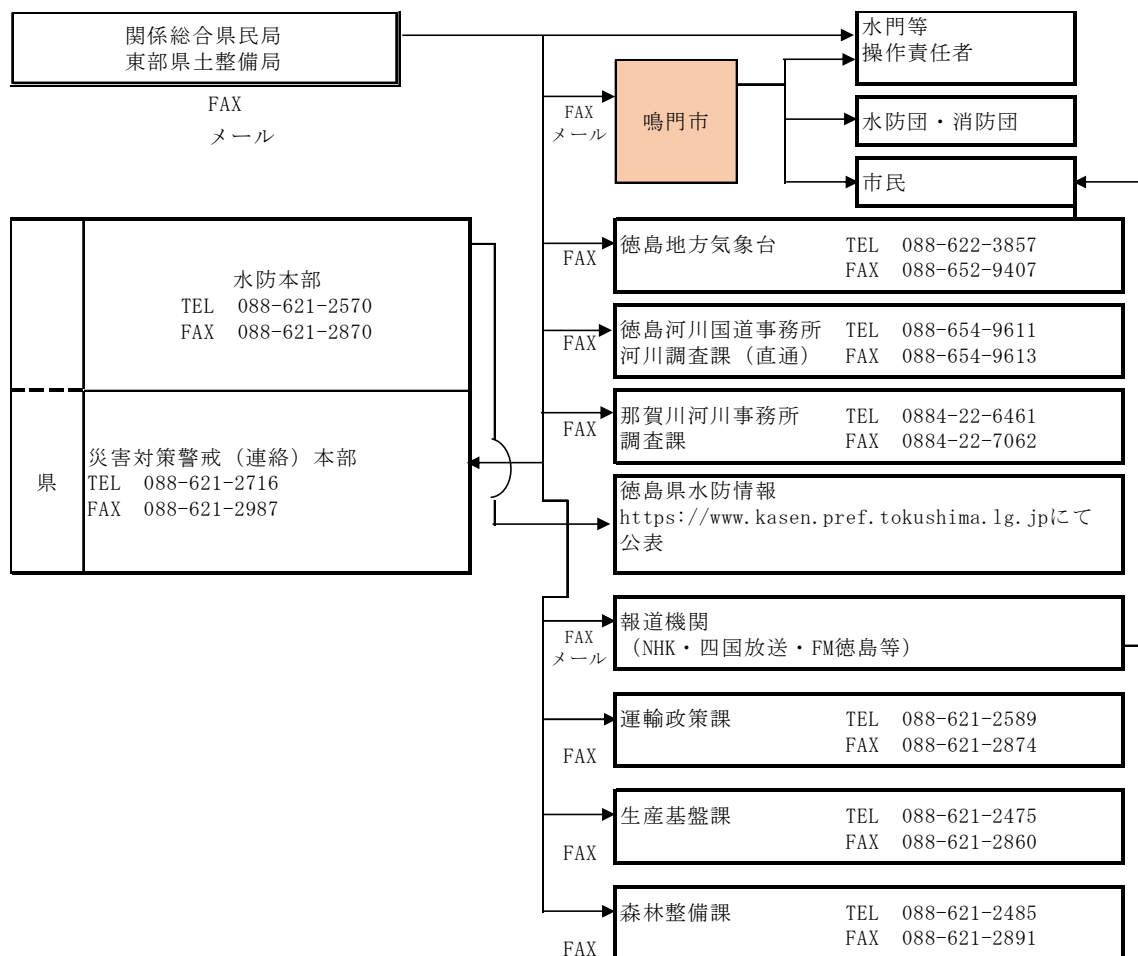
氾濫警戒情報(水位周知河川)	対象水位観測所の水位が、避難判断水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般住民に周知する。
氾濫危険情報及び高潮氾濫危険情報(水位周知河川、水位周知海岸)	対象水位観測所の水位が、氾濫危険水位、高潮氾濫危険水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を関係市町に通知するとともに、必要に応じ一般住民に周知する。

(2) 発表形式は、資料4-6、資料4-7のとおり。

(3) 連絡系統（水防警報河川、水位周知河川）



(4) 連絡系統（水位周知海岸）



第5章 水防活動

第1節 初期対応

1 注意報、警報に対する措置

水防管理者は、東部県土整備局より水防活動の利用に適合する注意報、警報その他通報を受けたとき、必要に応じ防災計画共通対策編第3章第5節「災害広報」により市民に周知するとともに、水防本部に必要な職員を招集し万全な体制を整え、次の場合は直ちに、東部県土整備局に通知する。

- (1) 消防団員が水防のため出動したとき。
- (2) 堤防等に異常を発見したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 立退き、避難を指示したとき。

2 雨量の把握

- (1) 雨量観測員は、次のとおり雨量を特別観測し、実状を把握するものとする。

1. 次に定めるとき以降は10分毎の雨量
 - ア 時間降雨量が20ミリメートル以上のとき。
 - イ 雨が降り始めてからの雨量が70ミリメートルに達したとき。
2. 雨が止んだときは、その時刻と雨量。

- (2) 雨量観測所の一覧

観測所名	所属	所在
東部県土整備局鳴門庁舎観測所	徳島県	撫養町立岩字七枚
高島観測所	〃	鳴門町高島字北
中島田観測所	〃	瀬戸町中島田字北田
栗田観測所	〃	北灘町栗田字西傍示
大代観測所	〃	大津町大代字六反地
大谷川観測所	〃	松茂町中喜来字中瀬堤外
池谷観測所	〃	大麻町池谷字長田
市消防署観測所	鳴門市	市消防署

3 水位の把握

本市に関係のある水位観測所は、次のとおりであるから、東部県土整備局及び国土交通省徳島河川国道事務所へ照会し、常に水位の把握に努めるものとする。

- (1) 水位観測所の一覧

河川名	観測所	所属	照会先	所在
旧吉野川	大寺橋	水資源機構	国土交通省徳島河川国道事務所	板野町川端
〃	鍋川	国土交通省	〃	松茂町広島
新池川	吉永	徳島県	東部県土整備局（徳島）	吉永四番地越
大代谷川	大代	〃	〃	大代大道
大谷川	大谷川	〃	〃	松茂町中喜来
明神川	瀬戸	〃	〃	明神字上本城

4 樋門、水門、排水機場、陸閘の操作

(1) 樋門、排水機場の操作および通報

1. 樋門、排水機場等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに樋門、排水機場等の操作責任者に連絡しなければならない。
2. 樋門、排水機場等の操作責任者は、気象等の状況通知を受けた後は、安全を確保した上で、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、樋門、排水機場等及び付近に異常を認めたとき、操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
3. 樋門、排水機場等の操作責任者は、水防本部設置後は、これらの操作を行うときは、前もって水防本部に状況及び水位等の報告を行ってから行うものとする。
4. 樋門、排水機場等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

(2) 重要な樋門・水門等は資料5-1のとおりである。また、排水機場等は資料5-2のとおりである。

5 消防団の出動

水防管理者は、消防団活動については、次に示す基準により水防活動を適切に行わせるものとする。

その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、消防団が出動したとき、また水防を解除したときには、東部県土整備局及び市民に知らせなければならない。

また、地震による堤防の漏水、沈下又は津波の場合も、これに準ずるものとする。

待機 (消防団の足留めを行う)	旧吉野川及び新池川にあつては「待機」の発表を受けたとき。
	上記以外の河川で、水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
	水防管理において必要と認めたとき。
	津波警報が発表され、消防団員の安全を確保した上で、待機する必要があると認めるとき。
準備 (水防資器材の整備点検、樋門等の開閉準備を行える体制)	旧吉野川及び新池川にあつては「準備」の発表を受けたとき。
	上記以外の河川で、水位が氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。
	潮位通報、気象通報等によって高潮の危険が予想されるとき。
	豪雨によって堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等のおそれがあるとき。
	その他水防上必要と認められるとき。
出動 (消防団員が出動する体制)	旧吉野川及び新池川にあつては「出動」の発表を受けたとき。
	上記以外の河川で、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
	潮位通報、気象通報等によって高潮、波浪等による災害が予想されるとき。
	豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険が迫ってきたとき。
	その他水防上必要と認められるとき。
	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。

解散 (水防活動の終了)	旧吉野川及び新池川にあっては「解除」の発表を受けたとき。
	上記以外の河川で、水位が氾濫注意水位以下になり、かつ危険がなくなったとき。
	潮位通報、気象通報等によって高潮、波浪等による災害の危険がなくなったとき。
	堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険がなくなったとき。
	津波等による被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

6 監視及び警戒

(1) 巡回監視

水防管理者は、関係河川、海岸堤防等の監視員を設け、随時分担区域内を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、東部県土整備局に通報するものとする。

(2) 警戒

水防管理者は、水防体制が発令されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と天端と裏側の3班に別れて巡視し、又は水防団待機水位に達したときは、堤防延長500m～1,000mに監視員1人、連絡員2人の基準で監視にあたり特に次のことに注意し、異常を発見した場合は、自身の安全及び避難を優先して、直ちに水防作業を開始するとともに、その状況及び見通しを東部県土整備局に報告する。

1. 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ。
2. 表法で水当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ。
3. 天端の亀裂又は沈下。
4. 堤防の越水状況。
5. 樋門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合。
6. 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常。

第2節 水防作業

水防工法はその選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。しかし、時には数種類の工法を並施し、はじめてその目的を達成することもあるから、当初施工の工法で効果が認められないときには、これに代わるべき工法を次々に行い、極力水防に努めなければならない。工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工すること。

水防作業を必要とする異常状態を大別して、それに適する工法は概ね次の通りである。

1 漏水

- (1) 噴口が堤腹のとき噴口の下にむしろ張等を行い、堤腹が洗われぬようにし、噴口が大きい場合「月の輪」を施す。
- (2) 裏法、犬走り又は堤内平場のとき釜築き工を施すが、噴水、漏水が少量のときは、土管を伏せたり底抜きの「たる」や「おけ」を伏せたりするか、又は「水流し張むしろ」を行う。
- (3) 表法、吹入口の手当吹入口を突きとめることができれば、その口に「差しわら」又は「結土俵」をし、これに浮き止めの押竹を施す。

吹入口が発見できない時は、その付近一帯に「むしろ張工」「畳張工」「木流工」などを行う。しかし吹入口が塞がれない間は決して漏水口を塞いではならない。

2 表法の欠け崩れ

- (1) 堤防が欠け崩れたときは、「木流工」「むしろ張工」「畳張工」などで保護し、もし欠け崩れが拡大して以上の工法では不安のある場合は「築廻工」を行って補強する。
- (2) 堤脚や護岸の欠け崩れたときは、「蛇籠入」「捨石」「杵入」「木流」「むしろ張工」などを行って崩壊の拡大を防止する。

3 天端および裏法の亀裂又は欠け崩れ

- (1) 亀裂が浅いときは、亀裂箇所を掘返して埋戻し、充分つき固めを行う。ただし、飽水により堤体がうんでいる場合は、Bの方法による方が適当である。
- (2) 亀裂が深いときは、「折返し工」「控取工」「繋ぎ縫工」「五徳縫工」などの縛り工法を行う。
- (3) 欠け崩れに対しては、「五徳縫法」「杭打積土俵工」「土俵羽口工」「力杭打工」「籠止工」などの工法で防止する。

4 越水

「積土俵工」「板棚工」積土俵が3俵以上になると止杭を使用する。

5 樋門等の漏水

樋門の表に「月の輪締切」か「詰土俵」を施す。漏水の程度が、圧力が減ずればよい程度の場合は裏法側に「月の輪」を行うものとする。

6 水防作業上の心得

- (1) 水防作業時の自身の安全確保に留意し、安全が確保できないと判断される場合は避難を優先しなければならない。
- (2) 命令なく部署を離れたり、勝手な行動をとったりしてはならない。
- (3) 作業中は私語を慎み、終始敢闘の精神をもって護り抜くこと。
- (4) 夜間など特に言動を注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしてはならない。
- (5) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに消防団員を緊張によって疲れさせたりしないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。
- (6) 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体水位が最大るとき又はその前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

7 水防資機材の補充

水防倉庫及び水防用資器材は、備蓄の資器材を使用してなお不足したとき、又は不足が予想される場合は、市内の購入先に手配して所要量を確保するものとし、緊急時には、東部県土整備局に備蓄資器材の応援を求めるものとする。

水防用資器材の点検整備については、防災計画共通対策編第2章第13節「物資等の備蓄体制の整備」によるものとする。

8 警戒区域の設定及び市民の協力

- (1) 消防機関の長及び消防団員（これらの者が不在のときは警察官）は、水防の万全を期する

ため、緊急に必要な場所について警戒区域を設定し、関係者以外の立入を禁止、制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。(法第21条)

- (2) 水防管理者、消防機関の長及び河川管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、管内の市民又は現場にある者を水防に従事させることができる。(法第24条、河川法第22条第2項)

9 公用負担の権限

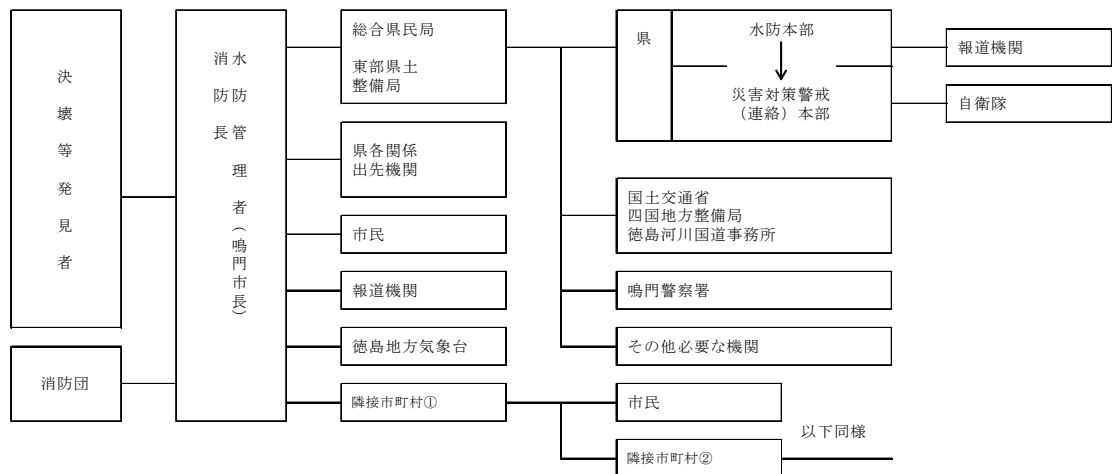
水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防団長又は河川管理者は次の権限を行使することができる。(法第28条、河川法第22条第1項)

- (1) 必要な土地の一時使用。
- (2) 土石、竹木、その他資材の使用。
- (3) 土地、土石、竹木、その他資材の収用。
- (4) 車両、その他運搬車両又は器具の使用。
- (5) 工作物、その他障害物の処分。

第3節 決壊・漏水等の通報、決壊等後の措置及び避難のための立退きの指示

1 決壊・漏水等の通報

- (1) 堤防その他の施設が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を東部県土整備局長及び氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者等に通報しなければならない。(法第25条)
- (2) 上記の通報を受けた隣接水防管理者は、更に次に氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者に、その旨を通報するものとする。



2 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。(法第26条)

3 避難のための立退きの指示

災害による避難のための立退きの指示等については、次に定めるもののほか、防災計画共通対策編第3章第9節「避難対策の実施」に定めるところによる。

- (1) 避難のため立退きの指示 (法第29条)

1. 水防管理者は、自らが防御する堤防等が破堤した場合又は破堤の危機に瀕した場合には、必要と認める区域の居住者に対し、直ちに立退き又はその準備を指示するものとする。

2. 水防管理者は、鳴門警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。
3. 水防管理者は、上記の立退き又は準備の指示をした場合は、鳴門警察署長に、その旨を通知するものとする。
4. 水防管理者は、上記の立退きを指示した場合は、その状況を河川整備課に速やかに報告するものとする。

(2) 避難場所・避難所

防災計画資料編「指定緊急避難場所一覧表」「指定避難所一覧表」を参照。

第4節 水防解除

1 水防管理者の措置

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険でなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなって、水防解除を命じたときは、これを関係居民に周知するとともに東部県土備局長に通報するものとする。

第6章 協力及び応援

第1節 関係機関への協力要請等

1 隣接水防管理団体相互の応援

水防管理者は、緊急の場合、必要に応じ他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる（法第23条）。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

2 警察官の援助要求

- (1) 水防管理者は、水防のため必要があると認められたときは、鳴門警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第22条）。
- (2) 水防管理者はあらかじめ次の事項について協議しておくものとする。
 1. 水防用電話、無線が不通になったときの警察電話、無線使用について
 2. 法第22条に規定する警察官、警察署員の援助要求について
 3. 法第29条に規定する退避について
 4. 一般被害、土木被害の情報交換について
 5. 災害等におけるダンプカー協力要請について
 6. その他水防について必要な事項。

3 自衛隊の派遣要請

- (1) 水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、徳島県知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。
- (2) 応援のため派遣された自衛隊の誘導並びに現地における作業の打ち合わせについては現地責任者（水防本部員、関係水防管理者）がこれにあたるものとする。
- (3) 派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。
 1. 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
 2. 派遣を希望する期間
 3. 派遣を希望する区域及び活動内容
 4. 派遣部隊が展開できる場所
 5. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

4 河川管理者の協力

河川管理者（国土交通省四国地方整備局長、徳島県知事、準用河川を所管する鳴門市長）は、それぞれが管理する河川において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体である鳴門市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 河川管理者四国地方整備局長の協力事項
 1. 河川に関する情報の提供
 2. 重要水防箇所の合同点検の実施
 3. 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
 4. 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資
 5. 器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
 6. 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と四国地方整備局間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾン派遣）
 7. 水防活動状況の写真等の記録及び広報

(2) 河川管理者徳島県知事の協力事項

1. 河川に関する情報の提供
2. 重要水防箇所等の合同点検の実施
3. 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
4. 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供
5. 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、水防管理団体と徳島県間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣

(3) 河川管理者鳴門市長の協力事項

1. 河川に関する情報の提供
2. 重要水防箇所等の合同点検の実施
3. 水防管理団体が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援
4. 水防管理団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供

第7章 物資等の輸送

水防時における資機材等の輸送については、防災計画共通対策編第3章「緊急輸送対策」によるものとする。

第8章 水防信号

第1節 水防信号

1 法第20条第1項に基づく水防信号

第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの

第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの

第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○ ―― 休止 ○ ―― 休止 ○ ―― 休止
第2信号	○○○ ○○○ ○○○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ ―― 休止 ○ ―― 休止 ○ ―― 休止
第3信号	○○○○ ○○○○ ○○○○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ ―― 休止 ○ ―― 休止 ○ ―― 休止
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ ―― 休止 ○ ―― 休止

（備考）

- ① 信号は適宜の時間継続すること。
- ② 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。
- ③ 危険が去ったときは口頭伝達又は町内放送施設を利用し、周知させるものとする。

2 地震・津波の場合の水防信号

地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は上記に準じて水防信号を発する。

第9章 水防費用

第1節 総則

1 費用負担

市内の水防に要する費用は、市が負担するものとする。(法第41条)

ただし、他の水防管理団体の応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との協議によって決める。(法第23条第3項、第4項)

また、鳴門市の水防によって、他の水防管理団体が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は、著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。(法第42条第1項)

ただし、その費用の額及び負担の方法は両者の協議によって定める。(法第42条第2項)

2 損失補償

公用負担権限(第5章7(5))行使によって損失を受けた者に対しては、時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条第2項、河川法第22条第3～5項)

3 災害補償

法第24条及び河川法第22条第2項の規定によって、市民等を水防に従事させたこと(第5章7(4)ロ)によって死亡、傷病にかかり、廃疾となった者に対しては、その損害を補償しなければならない。(法第45条、河川法第22条第6項)

第10章 水防解除後の報告及び記録

第1節 総則

1 水防報告

水防管理者は、水防を解除したときは遅滞なく水防活動実績を次の様式によって3部作成し東部県土整備局長に提出しなければならない。

(1) 様式1 水防活動実績表

管理団体 及び府県名	指 定 非指定別	水防活動延人数			水防活動費			使用(消費)資材費			合 計 (A+B)	水防活動を行 った主な 潮 沼 名	水防活動を行 った時間	備考
		消防団	その他	計	出 動 手 当	その他	小 計 (A)	主 要 資 材	その他 資 器 材	小 計 (B)				
	人	人	人	円	円	円	円	円	円	円	円			

(注意)

1. 水防活動費、その他については、内容を備考に記入すること。
2. 使用(消費)資材費については、様式(2)による区分によって転記すること。
3. 水防活動を行った期間は〇月〇日から〇月〇日までと記入すること。

(2) 様式2 水防活動による使用(消費)資材費内訳

管理団体 及び府県名	主 要 資 材 内 訳						そ の 他 資 器 材						合 計	備考
	空 袋		な わ		〇 〇	小 計 (A)	発 煙 筒		カ ー バ イ ト		〇 〇	小 計 (B)		
	数 量	金 額	数 量	金 額			数 量	金 額	数 量	金 額				

(注意)

1. 主要資材の内訳欄には、次の掲げる資材のうち該当するものを記入すること。

俵、かます、布袋類、畳、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、杭、釘、 板類、鉄線、かすがい、蛇籠および置石

2. その他資器材の欄には、上記イ以外のものを記入すること。
3. 主要資材並びにその他資器材のうち、再用又は転用できるもの又は災害復旧事業費の対象となるものは、それぞれに応じ価格を減じて記入すること。

2 水防記録

水防管理者は、水防でん末報告による水防活動実績の記録を作るとともに、次の事項について水防記録を作成して保管するものとする。

(1) 出水の概況。(警戒の水位観測表によること)
(2) 水防活動を実施した箇所。(〇〇川 〇〇町〇〇字〇〇 〇〇地先 〇〇メートル)
(3) 水防活動開始の日時及び終結の日時。
(4) 出動人員。(消防団 〇〇人 その他 〇〇人)
(5) 水防作業の概況。
(6) 水防の結果、及び土木被害の概況。
(7) 人件費。(〇〇円 物件費 〇〇円)
(8) 功労者の氏名、年齢、所属および功績の概略。
(9) 法第23条第1項の応援を求めた理由。
(10) 法第25条の堤防その他施設の決潰の状況。
(11) 法第29条の立退き指示の事由。
(12) 法第34条第1項の水防協議会の設置。
(13) 法第32条の2の水防訓練の概要。
(14) 法第24条により従事させた者、又は雇入された者の住所、氏名及び出務時間並びにその事由。
(15) 収用又は購入の器具、資材及びその事由並びに使用場所。
(16) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却場所。

(17) 土地を一時使用した場合は、その箇所及び所有者氏名並びにその事由。
(18) 防ぎよ作業中負傷又は疾病に罹った者の職、氏名及びその手当。
(19) 水防作業に使用した材料及び数量。
(20) 破損器具資材の数量。

第 1 1 章 水防訓練

第 1 節 総則

1 水防訓練の実施時期

水防訓練は、徳島県水防計画に基づき最も効果のある時期を選び毎年 1 回以上単独又は関係団体と連合あるいは合同で実施するものとする（法第 32 条の 2）。

2 水防訓練実施要領

水防訓練の実施は、次の事項又はその一部について行うものとする。

- (1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (2) 通報（消防団の動員、居住者の応援）
- (3) 輸送（資材、器材、人員）
- (4) 工法（各種水防工法）
- (5) 樋門、水門、陸閘、角落し等の操作
- (6) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

第 1 2 章 避難の確保及び浸水防止のための措置

第 1 節 洪水対応

1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に係る洪水浸水想定区域図は下記ウェブサイトに記載されている。

○吉野川水系吉野川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（平成 28 年 6 月 13 日指定：国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所）

https://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/sinsui/yosino_1/yosino_1.html

○吉野川水系吉野川 洪水浸水想定区域図（計画規模）

（平成 28 年 6 月 13 日指定：国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所）

https://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/sinsui/yosino_2/yosino_2.html

○吉野川水系旧吉野川、今切川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（平成 28 年 6 月 13 日指定：国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所）

https://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/sinsui/kyuyosi_6/kyuyosi_6.html

○吉野川水系旧吉野川、今切川 洪水浸水想定区域図（計画規模）

（平成 28 年 6 月 13 日指定：国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所）

https://www.skr.mlit.go.jp/tokushima/bousai/sinsui/kyuyosi_7/kyuyosi_7.html

○吉野川水系新池川 浸水想定区域図（計画規模）

（平成 26 年 11 月 11 日指定：徳島県河川整備課）

<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/kouzui/>

○吉野川水系新池川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

（令和元年 8 月 27 日指定：徳島県河川整備課）

<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/kouzui/>

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

（1）洪水予報河川及び水位周知河川について、国土交通省及び県より浸水想定区域の指定があった場合は、防災計画において当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

1. 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
3. 浸水想定区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速

な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (2) 防災計画で定められている要配慮者利用施設は資料12-1のとおりであり、市は洪水時において、これらの資料を活用して要配慮者等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

3 洪水ハザードマップの作成・周知

- (1) 本市では、浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するとともに、洪水ハザードマップに記載した事項を、市公式ウェブサイトに掲載し、市民が閲覧できる状態にしている。
- (2) 洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の高揚と自主的な避難の心構えを養い、水災時には市民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。
- (3) 洪水ハザードマップにおいて、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

4 避難確保計画の作成

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

5 要配慮者利用施設における自衛水防の推進

水防管理者は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、洪水時に当該施設の所有者等が利用者の避難を確保し、又は施設への浸水を防止する取り組みを促進するため、以下のような支援・協力を行うものとする。

- (1) 事業者が作成する避難確保計画の技術的助言・受付
- (2) 事業者が行う訓練への支援・協力
- (3) 自衛水防組織を設置した場合の報告の受付
- (4) 自衛水防組織を設置した場合の構成員への洪水予報等の伝達

第2節 高潮対応

1 高潮浸水想定区域の指定状況

県は、水位周知海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される浸水深を公表する。

現在、本市に係る高潮浸水想定区域図は下記ウェブサイトに記載されている。

○徳島県高潮浸水想定区域図（想定最大規模）

（令和2年9月1日指定：徳島県河川整備課）

<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/takashio/>

2 高潮浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

- (1) 水位周知海岸について、県より浸水想定区域の指定があった場合は、防災計画において当

該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

1. 高潮予報、水位到達情報の伝達方法
2. 避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
3. 高潮浸水想定区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)が利用する施設で、当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (2) 防災計画で定められている要配慮者利用施設は資料12-1のとおりであり、市は高潮時にあってはこれらの資料を活用して要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

3 高潮ハザードマップの作成

- (1) 本市では、高潮浸水想定区域の指定に基づき、高潮予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、高潮ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するとともに、洪水ハザードマップに記載した事項を、市公式ウェブサイトに掲載し、市民が閲覧できる状態にしている。
- (2) 高潮ハザードマップにおいて、海岸近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

4 避難確保計画の作成

水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の高潮発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成及び当該要配慮者利用施設の利用者の高潮発生時の円滑かつ迅速な避難のための訓練を実施しなければならない。また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

5 要配慮者利用施設における自衛水防の推進

水防管理者は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、高潮発生時に当該施設の所有者等が利用者の避難を確保し、又は施設への浸水を防止する取り組みを促進するため、以下のような支援・協力を行うものとする。

- (1) 事業者が作成する避難確保計画の技術的助言・受付
- (2) 事業者が行う訓練への支援・協力
- (3) 自衛水防組織を設置した場合の報告の受付
- (4) 自衛水防組織を設置した場合の構成員への洪水予報等の伝達

第3節 津波対応

1 防災計画の拡充

鳴門市防災会議は、徳島県より津波災害警戒区域の指定があったときは、防災計画において、当該津波災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 津波災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な

避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

- (5) その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒
- (6) 避難体制に関する事項

2 津波ハザードマップの作成・周知

本市では、防災計画に基づき、津波災害警戒区域及び当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を市民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、津波ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するとともに、津波ハザードマップに記載した事項を、市公式ウェブサイトに掲載し、市民が閲覧できる状態にしている。

3 避難促進施設に係る避難確保計画の作成

津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市に報告するとともに公表するものとする。津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項
- (2) 津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項
- (3) 津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- (4) その他、避難促進施設の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項